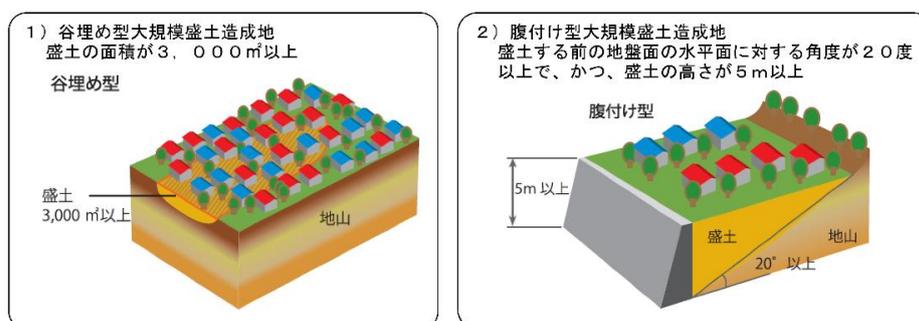


大規模盛土造成地マップに関する問答集

質問 1 : 大規模盛土造成地とはどのような造成地ですか。

回答 1 : 谷や沢を埋めたため盛土の側面に谷部の斜面が存在することが多い谷埋め盛土、また、傾斜地盤上の高さの高い腹付け盛土などを盛土造成地といいます。国は、次のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地として位置づけています。

- 1) 盛土の面積が 3,000 平方メートル以上（**谷埋め型大規模盛土造成地**）
- 2) 盛土をする前の地盤面（原地盤面）の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上（**腹付け型大規模盛土造成地**）



出典：国土交通省ホームページ

質問 2 : 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか。

回答 2 : 住民のみなさまに、大規模盛土造成地が身近に存在するものであることを知っていただき、日頃から宅地の地盤や斜面に目を配ることを通じて、防災意識の向上や災害の未然防止、被害の軽減につながる「防災まちづくり」に活かして行くことを目的としています。

質問 3 : 四国中央市に大規模盛土造成地は、いくつありますか。

回答 3 : 今回の調査では、20 箇所の大規模盛土造成地における谷埋め型 20 箇所、腹付け型 14 箇所、合計 34 箇所が判定されました。

質問 4 : 大規模盛土造成地に含まれる土地は危険であるということですか。

回答 4 : 今回公表した大規模盛土造成地マップは、安全性を確認すべき大規模盛土造成地を示したものであって、存在の有無を調査した 1 次調査において、造成前と造成後の地形図等の解析により、概ねの位置と規模を示したものにすぎず、地震時における安全性の検証は、2 次調査で行うこととなります。したがって、大規模盛土造成地マップで示された箇所すべてが直ちに危険ということではありません。

なお、阪神・淡路大震災では、昭和 50 年以降に築造された宅地造成等規制法の適用擁壁の被災率は 0.01 パーセント（総数約 56,000 箇所のうち 7 箇所で被災）で、そのうち全壊・上部半壊は 0 件との調査報告があります。

質問 5 : 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策を講じなければなりません。

回答 5 : 今回公表した大規模盛土造成地マップは、大規模盛土造成地の存在を示したものにすぎず、直ちに対策が求められるものではありません。住民のみなさまには、日頃から地盤や斜面に目を配るなど、関心をお持ちいただきたいと考えています。

質問 6 : マップでは、自宅の敷地が大規模盛土造成地の範囲にあるかどうかよく分かりません。もっと詳細な図面はありませんか。

回答 6 : 公表したマップ以上の詳細な図面はありません。マップは造成前後の地形図等の解析により抽出しており、精度や重ね合わせに伴う誤差もあることから、大規模盛土造成地の概ねの範囲を示したものとなります。

質問 7 : 大規模盛土造成地に建物を建築する場合や、建物の建替えをする際に、何か特別な手続きや条件が付くことはありますか。

回答 7 : 大規模盛土造成地に含まれていることだけで、建物の建築や建替えに際して特別な手続きが必要になったり、特別な条件がついたりすることはありません。

質問 8 : マップをインターネットで見られない人は、どこで閲覧できますか。

回答 8 : 四国中央市消防・防災センター 5 階 (中曾根町 500 番地) 都市計画課で閲覧することができます。

- 国土交通省の「わが家の宅地安全マニュアル<滑動崩落編>」の Q & A (PDF 形式) は、こちらをご覧ください (外部サイト)。

<http://www.mlit.go.jp/common/000113276.pdf>